

# 令和6年度 事業計画書

## 1. 概要

新型コロナウイルス感染症も令和5年5月に「5類」に移行され、感染状況は落ち着きつつあるものの、現時点においても変異株の発現、再拡大の懸念から完全収束は見通せない状況にある。

長崎大学病院においても、入院患者の面会制限について若干緩和し、またレストラン係、ラウンジ係さらには共用スペースにおける座席数の回復や、パーティションの撤去などは行われたものの、一定の制限は継続されており、今後の対応は不透明である。

これら状況下において、本会においても長崎大学病院の対応方針に則り、令和6年度も継続して感染対策を十分に実施し、業務を行なっていくこととする。

また、患者数も回復傾向にあるものの、コロナ前の状況には戻り切れていない中、令和5年度においては、各店舗等において収支状況の改善傾向がみられた。しかしながら、特にラウンジ係における大幅な赤字の状況は継続しており、収支の状況を注視しつつ業務内容等の見直し改善等を行いながら、引き続き収支改善のための対策を検討していく。

薬局係においても、薬価の引き下げ、近年の契約値引き率の抑制等の影響を受けた収益減が見込まれるため、収益維持、増加を目指し最善を尽くすこととする。

さらに、職員の適正配置を含めた組織改革等も検討し、会全体の効率的で円滑な運営を図ることを目指したい。

最後に、以下に掲げる医学・歯学の教育研究の奨励助成、医学部・歯学部及び大学病院等の運営助成並びに患者、職員、学生に対する便宜供与等の事業、併せて、令和4年度から開始した病院若手研究者への継続的助成を行うとともに、長崎大学における動向の早期収集に努め、突発的事象等への対応を含め、その要望に沿えるよう柔軟な助成及び支援を検討し、実施していくこととする。

## 2. 事業内容

### (1) 医学・歯学の教育研究の奨励及び助成事業

医学・歯学の発展に寄与する重要かつ将来性のある教育研究の遂行を助成

### (2) 医学部・歯学部及び大学病院等の運営助成事業

医学部・歯学部及び大学病院等の運営に対し必要と思われる事項への助成

### (3) 患者支援事業

入院患者のための行事等への支援

### (4) 職員及び学生に対する福利厚生事業

職員及び学生に対する学事研修の奨励助成及び福利厚生事業

### (5) 患者、職員及び学生に対する必備品の供給事業

コンビニエンスストア、売店係等での必備品の供給事業

(6) 入院療養に必要不可欠の諸施設の便宜の供与事業

公衆電話の供与

(7) 長崎大学からの委託事業

寝具設備類・病衣の賃貸借及びベッドメーカー業務の請負

(8) 保険薬局事業

院外において調剤薬局の運営及び医薬品の販売

(9) その他

保育園施設の提供